

平成28年11月定例会

# 議案説明資料

## 予算に関する説明書

(平成28年度11月補正予算関係)

総務部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年11月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第2号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	4	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		5
			営繕課	6
			情報政策課	7
			関西本部	11
		行財政改革局 人事企画課	12	
4 歳入歳出事項別明細書		13		
5 繰越明許費に関する調書	営繕課	16		
6 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	17		

【予算関係以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第7号	鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例の設定について	政策法務課	19
第20号	当せん金付証票の発売について	財政課	23
第21号	平成27年度決算の認定について	財政課	24
第24号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	25

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 工事請負契約(県庁第二庁舎外壁改修他工事)の締結についての議決の一部変更について (平成28年10月19日専決)	総務課	29
	(6) 鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部改正について (平成28年11月11日専決)	税務課	30
第3号	長期継続契約の締結状況について	情報政策課	32

平成28年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	708,896	6,850	715,746
9 国庫支出金	59,119,453	1,242,759	60,362,212
12 繰入金	26,366,230	15,098	26,381,328
13 繰越金	4,940,232	297,852	5,238,084
14 諸収入	10,246,473	66,374	10,312,847
15 県債	58,583,000	860,000	59,443,000
歳入合計	390,512,868	2,488,933	393,001,801

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	32,437,028	450,625	32,887,653	143,943	254,000	2,551	50,131
3 民生費	46,124,303	40,509	46,164,812	4,524	8,000	22,598	5,387
4 衛生費	16,047,606	16,281	16,063,887	2,338	7,000		6,943
6 農林水産業費	34,273,135	1,512,865	35,786,000	919,826	366,000	63,173	163,866
7 商工費	18,168,840	30,590	18,199,430				30,590
8 土木費	61,850,411	299,126	62,149,537	162,619	111,000		25,507
9 警察費	17,416,336	1,349	17,417,685				1,349
10 教育費	69,509,720	137,588	69,647,308	9,509	114,000		14,079
歳出合計	390,512,868	2,488,933	393,001,801	1,242,759	860,000	88,322	297,852

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 農林水産業費分担金	83,507	△ 350	83,157	1 農地費分担金	△ 350	土地改良費分担金 △ 450 農地防災事業費分担金 100
計	83,507	△ 350	83,157			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 民生費負担金	13,409	7,500	20,909	2 災害救助費負担金	7,500	救助費負担金
4 農林水産業費負担金	300,750	△ 300	300,450	1 農地費負担金	△ 300	土地改良費負担金 △ 1,000 農地防災事業費負担金 700
計	625,389	7,200	632,589			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明	
				区 分	金額 千円		
2 総務費国庫補助金	1,571,699	143,943	1,715,642	2 企画費補助金	184	計画調査費補助金	
				3 防災費補助金	143,759	防災総務費補助金	
3 民生費国庫補助金	1,099,835	4,524	1,104,359	1 社会福祉費補助金	627	障がい者自立支援事業費補助金	
				2 児童福祉費補助金	3,897	児童福祉総務費補助金	
4 衛生費国庫補助金	1,560,162	2,338	1,562,500	3 医薬費補助金	2,338	医務費補助金	
6 農林水産業費国庫補助金	12,742,560	919,826	13,662,386	1 農業費補助金	91,125	農作物対策費補助金	
				2 畜産業費補助金	189,302	畜産振興費補助金	
				3 農地費補助金	134,735	農地総務費補助金	55,361
						土地改良費補助金	78,174
				農地調整費補助金	1,200		
4 林業費補助金	81,466	林業振興費補助金					
5 水産業費補助金	423,198			水産業振興費補助金	61,910		
				漁港管理費補助金	5,579		
				漁港建設費補助金	320,000		
				栽培漁業センター費補助金	35,709		
8 土木費国庫補助金	20,245,194	162,619	20,407,813	2 道路橋りょう費補助金	130,500	道路橋りょう維持費補助金	26,000
						道路橋りょう新設改良費補助金	104,500
				3 河川海岸費補助金	29,651	河川総務費補助金	27,430
						砂防費補助金	2,221
4 港湾費補助金	2,468	港湾管理費補助金					
10 教育費国庫補助金	760,806	9,509	770,315	1 教育総務費補助金	2,453	教育連絡調整費補助金	
				5 特別支援学校費補助金	7,056	特別支援学校費補助金	
計	41,120,969	1,242,759	42,363,728				

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
12 安心こども基金繰入金	333,248	15,098	348,346	I 安心こども基金繰入金	15,098	児童福祉総務費充当
計	26,180,404	15,098	26,195,502			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 繰越金	4,940,232	297,852	5,238,084	I 前年度繰越金	297,852	
計	4,940,232	297,852	5,238,084			

14款 諸収入

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
7 雑入	3,910,722	66,374	3,977,096	I 雑入	66,374	
計	4,336,161	66,374	4,402,535			

15款 果債

1項 果債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務債	4,152,000	254,000	4,406,000	1 総務管理債	254,000	財産管理費充当
2 民生債	191,000	8,000	199,000	1 社会福祉債	8,000	社会福祉総務費充当
3 衛生債	179,000	7,000	186,000	1 公衆衛生債	7,000	精神衛生費充当
5 農林水産業債	3,923,000	366,000	4,289,000	1 農地債	1,000	農地防災事業費充当
				3 水産業債	208,000	漁港建設費充当 160,000 水産基盤整備事業費充当 13,000 栽培漁業センター費充当 35,000
				4 農業債	157,000	農業総務費充当
6 普通土木債	15,755,000	111,000	15,866,000	2 道路橋りょう債	111,000	道路橋りょう維持費充当 26,000 道路橋りょう新設改良費充当 85,000
8 教育債	5,233,000	114,000	5,347,000	1 教育総務債	75,000	教育財産管理費充当
				2 特別支援学校債	39,000	特別支援学校費充当
計	58,583,000	860,000	59,443,000			

# 給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	給 与			計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
				期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)				
補正後	長等	2	24,252	8,176 2.69		27	32,455	5,377	37,832	
	議員	35		103,812 2.69			411,744		411,744	
	その他の特別職	8,760	6,504	2,193 2.69		660	4,166,176	503,443	4,669,619	
	計	8,797	30,756	114,181		687	4,610,375	508,820	5,119,195	
補正前	長等	2	24,252	8,176 2.69		27	32,455	5,377	37,832	
	議員	35		103,812 2.69			411,744		411,744	
	その他の特別職	8,747	6,504	2,193 2.69		660	4,166,059	503,443	4,669,502	
	計	8,784	30,756	114,181		687	4,610,258	508,820	5,119,078	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	13					117		117	
	計	13					117		117	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
営繕課	1,083,994	254,700	1,338,694		254,000		700	
情報政策課	2,246,625	5,055	2,251,680	184		2,551	2,320	
行財政改革局 人事企画課	2,424,583	15,109	2,439,692				15,109	
合計	99,137,238	274,864	99,412,102	184	254,000	2,551	18,129	
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>【営繕課】 (新)県有施設天井等耐震対策事業(設計)(254,700千円)</p> <p>【情報政策課】 庁内LANシステム管理事業(2,805千円) 住民基本台帳ネットワークシステム管理事業(2,250千円)</p> <p>【人事企画課】 人事管理費(15,109千円)</p>								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

7目 財産管理費

営繕課(内線:7394)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県有施設天井等耐震対策事業(設計)	0	254,700	254,700		<76,200> 254,000		700	県費負担額 76,900
トータルコスト	0	254,700	254,700	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	県有施設の天井等耐震対策に係る調査・設計				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震により、倉吉未来中心の天井の一部が落下したことなどの状況を踏まえ、同様の県有施設の大規模な天井について、今年6月に改定された建築基準法による技術基準に沿って点検・調査を行い、必要な耐震対策に取り組む。

2 主な事業内容

○特定天井の調査・設計(平成28~29年度 254,700千円)

県有施設(14施設)の特定天井(※)について、現行基準に沿って耐震安全性の点検・調査を行い、必要な改修のための設計を行う。

〈対象施設〉

番号	施設名
1	氷ノ山ふれあい館(ブナ林のジオラマ)
2	布勢総合運動公園陸上競技場(メインスタンド上屋)
3	布勢総合運動公園体育館(メインアリーナ)
4	鳥取産業体育館(サブアリーナ)
5	県庁(講堂・議場)
6	鳥取砂丘こどもの国(こども広場、多目的ホール)
7	福祉人材研修センター(300人ホール、ロビー)
8	とりぎん文化会館(2階ホワイエ、大・小ホール)
9	鳥取二十世紀梨記念館・倉吉未来中心(ホール、エントランス、2階ホワイエ、大・小ホール)
10	倉吉体育文化会館(アリーナ)
11	米子コンベンションセンター(エントランス、ホワイエ、大・小ホール)
12	夢みなとタワー(ロビー、映像シアター、多目的ホール)
13	米子産業体育館(メイン・サブアリーナ)
14	県立武道館(小道場1・2)

※ 特定天井(脱落によって重大な危害を生ずる恐れがある天井)

下記の5条件全てに該当する天井を指す。

- |               |             |              |
|---------------|-------------|--------------|
| ①吊り天井         | ②天井高さ6m超    | ③水平投影面積200㎡超 |
| ④単位面積重量2kg/㎡超 | ⑤人が日常利用する場所 |              |

3 これまでの取組状況と今後の予定

- 平成17年度に、宮城県沖地震による天井脱落事故を受けて、県有施設(500㎡以上の室を対象)の天井点検を行い、平成20~23年度にかけ倉吉未来中心大・小ホール、とりぎん文化会館大ホール、米子産業体育館メイン・サブアリーナ、布勢総合運動公園体育館メインアリーナの4施設について天井補強工事を実施した。
- 今回の点検・調査の結果を踏まえ、改修工法・工期等の検討を行った上で、順次改修工事を行う。

(注) 起債額の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。



平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

情報政策課 (内線: 7849)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金事業	債務負担行為 88,401	債務負担行為 46,190	債務負担行為 134,591				債務負担行為 46,190	
トータルコスト	82,099	0	82,099				0	
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	(補正にかかる主な業務内容) 市町村に対する補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

企業活動、医療、教育、防災などで、県民が快適にICT(情報通信技術)を利用できる環境を整備することが必要であり、この度、日野町が町内全域における情報通信基盤の整備を行うことから、その整備(民設民営方式で整備:初期整備費を日野町が負担して民間事業者が整備し、運営を行う。)の推進のため、整備費の一部を日野町に対して補助する。

2 主な事業内容

対象事業者: 日野町

事業の概要: 日野町内全域で超高速通信基盤を新設

事業費: 307,900千円(過疎債(交付税措置率:70%)の充当を予定)

※ 過疎債の交付税措置額(215,530千円)を除いた町負担額92,370千円の1/2を起債償還(H32~H41)に合わせて県が補助する。

<参考>

補助対象事業	補助率	対象者	補助限度額等
・市町村全域の規模で行う超高速情報通信基盤の新設又は機能の強化	補助対象事業費の1/2 * 国庫補助、地方交付税措置のある起債を利用する場合は、事業費から国庫補助、交付税措置額を除いた金額の1/2	市町村	・補助限度額 1億円 ・補助回数 1市町村1回まで
・超高速情報通信基盤のエリア拡張 ・企業や人材誘致を目的とした施設への光ファイバ延伸			・補助限度額 2千万円

3. これまでの取組状況、改善点

平成27年度に単県での支援制度を新設し、既設通信網の光ファイバ化による通信速度の向上や既設エリアの拡大に活用されている。

(本制度を活用した市町村の概要)

平成27年度 八頭町: 新設の住宅造成地への超高速通信基盤のエリア拡張

平成28年度 琴浦町: 赤碕地区の既設回線の光ファイバへの変更による高速化

大山町: センター施設の通信設備の強化による全町域の高速化

また、この度の日野町の取組では、初期整備費用を同町が負担するが、今後の運営費等は民間事業者が負担することから、同町の後年度における運用、維持管理の負担が軽減される。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

情報政策課 (内線: 8319)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中間サーバー整備事業	2,186	0	2,186	184			△184	
トータルコスト	2,966	0	2,966	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>国庫支出金への財源更正</p> <p>(理由)</p> <p>マイナンバーを利用した情報連携における個人情報の機密性確保に必要なシステムである自治体中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が全国自治体向けに提供する「自治体中間サーバー・プラットフォーム」を利用し、その負担金を支出しているが、当該負担金の一部に国庫補助金が配分されることになったため。</p>								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

情報政策課 (内線: 7613)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
庁内LANシステム管理運営事業	債務負担行為 4,263	債務負担行為 14,956	債務負担行為 19,219			債務負担行為 12,332	債務負担行為 2,624	
	473,964	2,805	476,769			2,551	254	
トータルコスト	485,661	2,805	488,466	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	インターネット回線の契約変更				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成27年12月25日付総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」において、都道府県と市町村が協力して、インターネット接続口(回線)を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じることが要請された。

県は、この通知に基づき、現在県内全市町村と協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築中であり、市町村役場のインターネット回線を県が契約しているインターネット回線に集約する。

なお、この集約により、全市町村役場で高速かつ質の高いインターネット回線環境が安価に利用可能となる。

2 主な事業内容

- ・県契約のインターネット回線を県内市町村と共同利用するための回線の増強及びグローバルIPアドレスの追加

(注)「グローバルIPアドレス」とは

インターネット上で相手と通信するために必要な、機器に付与する他と重複しない識別用の番号のこと。

<参考>

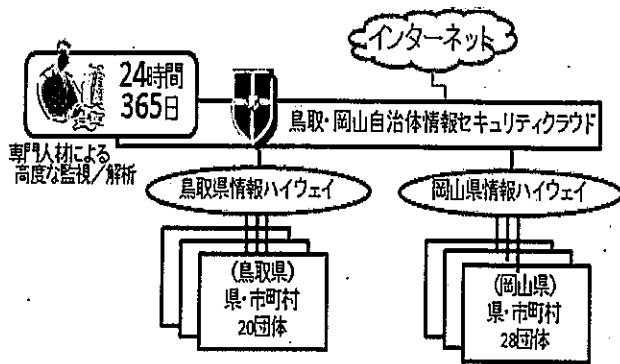


図1: 自治体情報セキュリティクラウドのイメージ

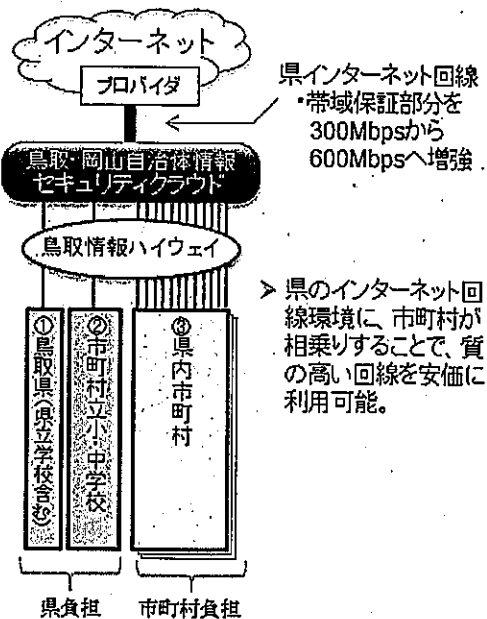


図2: インターネット回線集約のイメージ

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

情報政策課(内線:7330)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住民基本台帳ネットワークシステム管理事業	57,434	2,250	59,684				2,250	
トータルコスト	61,333	2,250	63,583	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	庁内LANのネットワーク分離対応				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1. 事業の目的・概要

総務省が示す「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」に基づく庁内LANのネットワーク分離に対応するため、現在、庁内LANに接続されている住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)用の端末、プリンタを新たに構築する個人番号利用事務系ネットワークへ移設する。

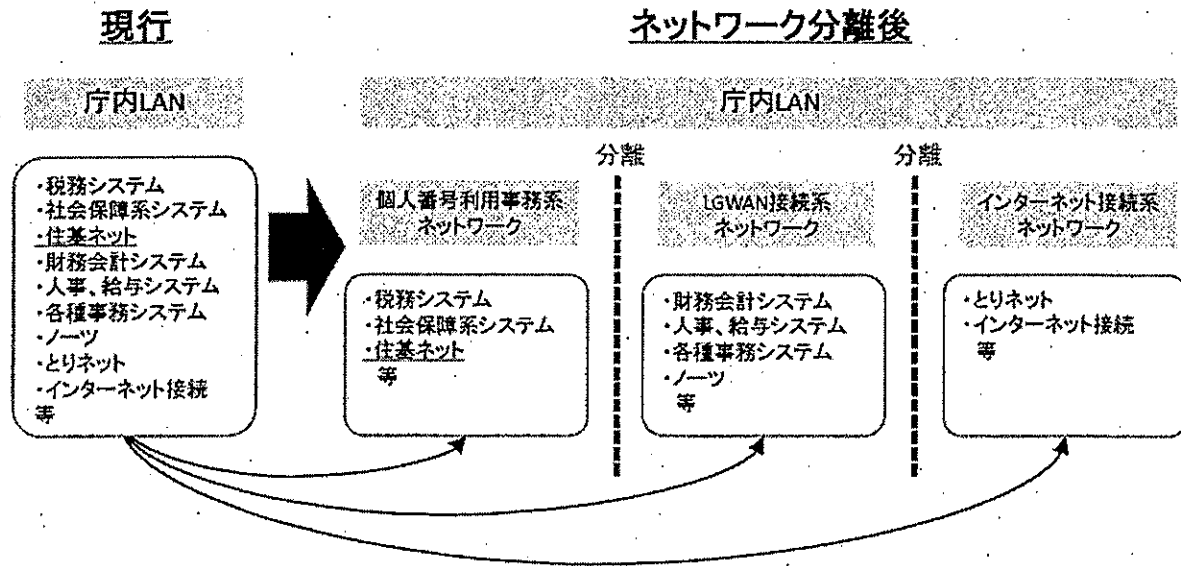
(注)「ネットワーク分離」とは、現在1つのネットワークで運用している庁内LANを3つのネットワークに分離し、攻撃リスクの低減等のための抜本的強化対策を行うものである。

2. ネットワーク分離の方針と対応

- ・現在の庁内LANネットワークを「個人番号利用事務系」「LGWAN接続系」「インターネット接続系」の3つのネットワークに分割する。
- ・マイナンバーを扱うシステムについては、個人番号利用事務系ネットワークに配置することとなり、住基ネット用の機器については、当該ネットワーク内に配置する。

(注)「LGWAN」とは、地方公共団体を相互接続する安全な専用ネットワークのことである。

【参考】ネットワーク分離のイメージ(新旧対照)



平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

関西本部（電話：06-6341-1988）

9目 県外事務所費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 「'17食博覧会・大阪」出展事業	〔債務負担行為〕 0 0	〔債務負担行為〕 6,100 0	〔債務負担行為〕 6,100 0				〔債務負担行為〕 6,100 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務、出展内容の調整等				
工程表の政策目標(指標)	「食のみやこ鳥取県」の情報発信・販路開拓							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年4月28日から5月7日の10日間、4年に一度の食の大規模イベント「'17食博覧会・大阪」(以下「食博」という。)が開催される。

今回の食博においては、5年に一度平成29年9月に開催される和牛オリンピック「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」に出展する「鳥取和牛」をメイン食材として、県産食材のブランド化への取組に協力いただいている関西で著名なフードコラムニスト、有名料理人及び食通雑誌社と連携して、オリジナルメニューを提供するとともに、県内事業者の参加による県産品の実演・試食宣伝販売等を通じて、「食のみやこ鳥取県」のPRを行う。

2 主な事業内容

(1) 鳥取ブランド食材PRブース(2小間)

ア 関西で著名なフードコラムニストと有名料理人による「鳥取和牛」を使った食博オリジナルメニューのテスト販売

イ 来場者等への食博オリジナルメニューのPR

ウ 県産食材・観光のPR

(2) 鳥取県産品PRブース(2小間)

県内事業者の参加による県産品の実演・試食宣伝販売

(3) 鳥取県出展の情報発信

食通雑誌社ホームページ上で本県の出展内容の紹介

3 食博の開催計画

・会期 平成29年4月28日(金)～5月7日(日) 計10日間

・会場 インテックス大阪

・入場料 当日 大人2,200円、子供1,100円

・小間数 目標600小間

(構成：日本の祭りライブステージ、宴テーマ館、日本の味くらべ館(地方自治体出展)、UTAGE館、新食館、食博楽市(世界の食を含む))

・来場者数 目標50万人

(参考)「'13食博覧会・大阪」の開催実績

・会期 平成25年4月26日(金)～5月6日(月) 計11日間

・会場 インテックス大阪

・入場料 当日 大人2,000円、子供1,000円

・小間数 660小間

・来場者数 約65.6万人

・本県出展内容 匠の技術・新商品PR等ブース、県産品物販ブース、観光ブース等

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

人事企画課 (内線: 7034)

2目 人事管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出	起債	その他	一般財源	
人事管理費		(債務負担行為) 10,778	(債務負担行為) 10,778				(債務負担行為) 10,778	
	106,882	15,109	121,991				15,109	
トータルコスト	194,999	15,109	210,108	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	11.3人	0.0人	11.3人	サーバの環境構築				
工程表の政策目標(指標)	人材育成基本方針に基づく施策・運用の点検及び具体の施策の検討							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(株)鳥取県情報センターが保有しているホストコンピュータが廃止されることに伴い、ホストコンピュータ上で稼動している各システムを鳥取県クラウドサーバへ移行する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 対象システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員名簿システム (内部用・公開用)</li> <li>・人事評価システム</li> <li>・執務姿勢診断システム</li> <li>・履歴閲覧システム</li> </ul> <p>(2) 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約締結: 平成29年1月</li> <li>・環境構築: 平成29年2月~3月 (平成28年度11月補正予算)</li> <li>・移行作業、テスト: 平成29年4月~12月 (平成29年度当初予算 (検討中))</li> <li>・本格稼動: 平成30年1~3月</li> </ul>								

平成28年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
				うち総務部					
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費	
補正前								補正額	補正後
1 報 酬	541,076	18	541,094	180,407		180,407	139,865		139,865
2 給 料	2,917,486		2,917,486	1,471,366		1,471,366	1,040,231		1,040,231
3 職員手当等	4,480,023		4,480,023	3,722,033		3,722,033	3,499,623		3,499,623
4 共 済 費	1,159,905		1,159,905	575,343		575,343	408,463		408,463
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	20,848		20,848	20,848		20,848	20,848		20,848
7 賃 金	36,107		36,107	28,092		28,092	27,067		27,067
8 報 償 費	277,733	100	277,833	240,837		240,837	119,870		119,870
9 旅 費	249,353	2,284	251,637	95,053		95,053	86,236		86,236
費用弁償	29,378	99	29,477	4,966		4,966	4,753		4,753
普通旅費	164,106	1,866	165,972	80,812		80,812	72,481		72,481
特別旅費	55,869	319	56,188	9,275		9,275	9,002		9,002
10 交 際 費	3,600		3,600	3,500		3,500	3,500		3,500
11 需 用 費	602,390	1,665	604,055	330,931		330,931	295,052		295,052
12 役 務 費	547,747	4,263	552,010	212,124	2,805	214,929	121,126		121,126
13 委 託 料	5,454,379	290,305	5,744,684	2,390,853	271,786	2,662,639	714,737	269,536	984,273
14 使用料及び賃借料	681,607	2,727	684,334	550,424	273	550,697	134,637	273	134,910
15 工事請負費	3,288,720		3,288,720	1,494,234		1,494,234	1,455,524		1,455,524
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	149,271	149,113	298,384	12,547		12,547	5,937		5,937
19 負担金、補助及び交付金	8,524,933		8,524,933	1,211,348		1,211,348	125,226		125,226
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	3,130,311		3,130,311	121,373		121,373	121,037		121,037
26 寄 附 金	198,478		198,478	198,478		198,478	198,478		198,478
27 公 課 費	361	150	511						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	32,437,028	450,625	32,887,653	12,892,291	274,864	13,167,155	8,549,957	269,809	8,819,766
財 国庫支出金	2,232,758	143,943	2,376,701	39,262	184	39,446	21,162		21,162
源 地 方 債	4,152,000	254,000	4,406,000	2,209,000	254,000	2,463,000	1,217,000	254,000	1,471,000
内 そ の 他	4,243,147	2,551	4,245,698	2,532,308	2,551	2,534,859	2,501,902		2,501,902
訳 一 般 財 源	21,809,123	50,131	21,859,254	8,111,721	18,129	8,129,850	4,809,893	15,809	4,825,702

平成28年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費						2項 企画費		
	2目 人事管理費			7目 財産管理費			補正前	補正額	補正後
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1. 報 酬	14,273		14,273	13,146		13,146	2,161		2,161
2. 給 料	1,040,231		1,040,231				56,235		56,235
3. 職員手当等	1,311,422		1,311,422				28,950		28,950
4. 共 済 費	385,334		385,334	2,107		2,107	21,260		21,260
5. 災害補償費									
6. 恩給及び退職年金									
7. 賃 金									
8. 報 償 費	181		181	100,027		100,027	48		48
9. 旅 費	30,195		30,195	4,750		4,750	3,334		3,334
費用弁償	131		131	250		250	20		20
普通旅費	30,064		30,064	4,492		4,492	3,177		3,177
特別旅費				8		8	137		137
10. 交 際 費	2,600		2,600						
11. 需 用 費	80,868		80,868	166,640		166,640	11,173		11,173
12. 役 務 費	16,680		16,680	29,403		29,403	60,928	2,805	63,733
13. 委 託 料	121,149	14,836	135,985	345,798	254,700	600,498	1,495,258	2,250	1,497,508
14. 使用料及び賃借料	19,033	273	19,306	62,592		62,592	405,356		405,356
15. 工事請負費				1,432,783		1,432,783			
16. 原 材 料 費									
17. 公有財産購入費									
18. 備品購入費	2,438		2,438	2,197		2,197			
19. 負担金、補助及び交付金	4,686		4,686	53,201		53,201	161,922		161,922
20. 扶 助 費									
21. 貸 付 金									
22. 補償、補填及び賠償金									
23. 償還金、利子及び割引料									
24. 投資及び出資金									
25. 積 立 金									
26. 寄 附 金				198,478		198,478			
27. 公 課 費									
28. 繰 出 金									
予 備 費									
計	3,029,090	15,109	3,044,199	2,411,122	254,700	2,665,822	2,246,625	5,055	2,251,680
財 源				20,799		20,799	18,100	184	18,284
内 庫 支 出 金									
地 方 債				1,197,000	254,000	1,451,000	963,000		963,000
そ の 他	80,649		80,649	338,371		338,371	4,260	2,551	6,811
一 般 財 源	2,948,441	15,109	2,963,550	854,952	700	855,652	1,261,265	2,320	1,263,585



## 平成28年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費			総 務 部 合 計			
	うち総務部						
	2項 企画費						
	2目 計画調査費			補正前	補正額	補正後	
	節	補正前	補正額				補正後
1 報 酬	2,161		2,161	199,888		199,888	
2 給 料				1,512,605		1,512,605	
3 職員手当等				3,743,263		3,743,263	
4 共 済 費	350		350	592,914		592,914	
5 災害補償費				500		500	
6 恩給及び退職年金				20,848		20,848	
7 賃 金				28,092		28,092	
8 報 償 費	48		48	246,970		246,970	
9 旅 費	3,334		3,334	105,858		105,858	
費用弁償	20		20	7,435		7,435	
普通旅費	3,177		3,177	85,226		85,226	
特別旅費	137		137	13,197		13,197	
10 交 際 費				3,500		3,500	
11 需 用 費	11,173		11,173	337,029		337,029	
12 役 務 費	60,928	2,805	63,733	219,081	2,805	221,886	
13 委 託 料	1,495,258	2,250	1,497,508	2,445,420	271,786	2,717,206	
14 使用料及び賃借料	405,356		405,356	636,627	273	636,900	
15 工事請負費				1,494,234		1,494,234	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費				12,547		12,547	
19 負担金、補助及び交付金	161,922		161,922	13,801,506		13,801,506	
20 扶 助 費				1,500		1,500	
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金				2,000		2,000	
23 償還金、利子及び割引料				9,742,748		9,742,748	
24 投資及び出資金							
25 積 立 金				121,373		121,373	
26 寄 附 金				198,478		198,478	
27 公 課 費							
28 繰 出 金				63,520,257		63,520,257	
予 備 費				150,000		150,000	
計	2,140,530	5,055	2,145,585	99,137,238	274,864	99,412,102	
財 源	国庫支出金	18,100	184	18,284	244,540	184	244,724
	地方債	963,000		963,000	2,209,000	254,000	2,463,000
	その他	4,260	2,551	6,811	13,857,166	2,551	13,859,717
	一般財源	1,155,170	2,320	1,157,490	82,826,532	18,129	82,844,661

緑越明許費に関する調書

追加

(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
2 総務費	1. 総務管理費	7 財産管理費	県有施設耐震対策天井設置のための足場仮設や工法の検討検証などに相当程度の期間を要する見込みであり、年度内の事業完了が困難なため	254,700	254,700		254,000		700	
		総務部合計		254,700	254,700	0	254,000	0	700	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	一 般 財 源		
								その 他 千円	千円	
平成28年度 県庁本庁舎等清掃業務委託	27,569		27,569	平成29年度	27,569					27,569
平成28年度 県庁第二庁舎等清掃業務委託	27,607		27,607	平成29年度	27,607					27,607
平成28年度 県庁舎警備業務委託	159,573		159,573	平成29年度から 平成31年度まで	159,573					159,573
平成28年度 県庁舎受変電監視制御設備保守委託	697		697	平成29年度	697					697
平成28年度 県庁舎構内電話設備保守点検業務委託	16,170		16,170	平成29年度から 平成31年度まで	16,170					16,170
平成28年度 県庁舎工しべーター保守点検業務委託	28,914		28,914	平成29年度から 平成31年度まで	28,914					28,914
平成28年度 県庁舎中央監視盤保全業務委託	18,732		18,732	平成29年度から 平成30年度まで	18,732					18,732
平成28年度 県庁舎他設備保全業務委託	67,731		67,731	平成29年度から 平成31年度まで	67,731					67,731
平成28年度 県庁テレビ会議システムネットワーク構築業務委託	6,570		6,570	平成29年度	6,570		6,000			570
平成28年度 東部庁舎清掃業務委託	21,791		21,791	平成29年度	21,791					21,791
平成28年度 東部庁舎施設総合保守管理業務委託	58,488		58,488	平成29年度から 平成31年度まで	58,488					58,488
平成28年度 東部庁舎機械警備業務委託	585		585	平成29年度から 平成31年度まで	585					585

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源			その他 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	一般財源 千円		
平成28年度 東部庁舎植栽管理業務委託	2,406			平成29年度から 平成31年度まで	2,406					2,406
平成28年度 東部庁舎消防設備保守点検業務委託	7,189			平成29年度から 平成31年度まで	7,189					7,189
平成28年度 東部庁舎電話交換機等保守点検業務委託	6,612			平成29年度から 平成31年度まで	6,612					6,612
平成28年度 東部庁舎非常用発電設備保守点検業務委託	11,195			平成29年度から 平成31年度まで	11,195					11,195
平成28年度 県有施設電気工作物保安業務委託	32,202			平成29年度から 平成31年度まで	32,202					32,202
平成28年度 県有施設消防設備保守点検業務委託	424			平成29年度から 平成30年度まで	424					424
平成28年度 庁内LAN等インターネット接続サービス利用料	14,956			平成29年度から 平成30年度まで	14,956				12,332	2,624
平成28年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助 P.17食博覧会・大阪「出展事業費	46,190			平成32年度から 平成41年度まで	46,190					46,190
平成28年度 県庁人事関係システムクラウドサーバ移行業務委託	10,778			平成29年度	6,100					6,100
平成28年度 公文書館清掃業務委託	2,687			平成29年度	10,778					10,778
				平成29年度	2,687					2,687

条例名等	鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例の設定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由      県、市町村及び県民等（県民及び県内に事務所を有する法人その他の団体（県及び市町村を除く。）をいう。）の保有する歴史資料として重要な公文書等（以下「歴史公文書等」という。）の保存及び利用に関し、基本理念を定め、歴史公文書等を保有する者の責務を明らかにすること等により、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図り、もって開かれた県政の推進と本県の学術及び文化の発展に資する。</p> <p>2 概要      (1) 基本理念      歴史公文書等は、県民の知る権利を保障するものとして、また、地域の重要な歴史的事実などを後世に伝えていくものとして、現在及び将来の県民全体にとって価値の高い知的資源であることに鑑み、それぞれの保有主体が適切に保存し、及び利用に供することを原則としつつ、県、市町村及び県民等の相互の連携と協力により、将来の世代に引き継がなければならない。</p> <p>(2) 保有主体の責務等      ア 県の責務      (ア) 県（県が設立した地方独立行政法人並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社を含む。）が保有する歴史公文書等を適切に保存し、利用に供するものとする。      (イ) 市町村及び県民等に対し、必要に応じ、歴史公文書等の保存及び利用に関する協力を行うものとする。      イ 市町村の役割      (ア) 市町村が保有する歴史公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずるものとする。      (イ) 必要に応じ、歴史公文書等に関する県の取組に協力するとともに、歴史公文書等を保有する県民等に対し、その保存及び利用に関する協力を行うよう努めるものとする。      ウ 県民等の役割      県及び市町村と協力しながら、その保有する歴史公文書等を適切に保存するよう努めるとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めるものとする。</p> <p>(3) 鳥取県立公文書館      ア 特定歴史公文書等を保存し、県民の利用に供するとともに、歴史公文書等に関連する調査研究を行うため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置する。      イ 公文書館は、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力して行う歴史公文書等の保存及び利用に関する取組において中心的役割を果たすものとする。      ウ 公文書館の業務、開館時間、休館日、禁止行為その他その管理に関する事項を定める。</p> <p>(4) 施行期日は、平成29年4月1日とする。      (5) 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例は、廃止する。</p> <p>3 参考      パブリックコメントで寄せられた意見について      ・条例の制定により、歴史資料を大事にする鳥取県において中心的機能をもつ公文書館の一層の充実を期待する。      ・条文が努力規定になっている。この取組を進めるために、義務付けるような規定にするべきである。      ・県民に文書を保管する義務を負わせるのは反対である。また、県が市町村の公文書を市町村の代わりに保管することについて反対である。</p>

# 鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第4条）

### 第2章 保有主体の責務等（第5条—第8条）

### 第3章 鳥取県立公文書館（第9条—第14条）

#### 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、歴史公文書等の保存及び利用に関し、基本理念を定め、歴史公文書等を保有するもの（以下「保有主体」という。）の責務を明らかにすること等により、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図り、もって開かれた県政の推進と本県の学術及び文化の発展に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書（図画、写真、スライド、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

2 この条例において「県民等」とは、県民及び県内に事務所を有する法人その他の団体（県及び市町村を除く。）をいう。

#### （基本理念）

第3条 歴史公文書等は、県民の知る権利の保障に資するものや地域の重要な歴史的事実を伝えるものなど、現在及び将来の県民全体にとって価値の高い知的資源であることに鑑み、それぞれの保有主体が適切に保存し、及び利用に供することを原則としつつ、県、市町村及び県民等の相互の連携と協力により、将来の世代に引き継がなければならない。

#### （他の条例等との関係）

第4条 歴史公文書等の管理については、他の条例又は法律若しくはこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 第2章 保有主体の責務等

#### （県の責務）

第5条 県は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社を含む。）が保有する歴史公文書等を適切に保存し、及び利用に供するものとする。

2 県は、市町村及び県民等に対し、必要に応じ、歴史公文書等の保存及び利用に関する協力を行うものとする。

#### （市町村の役割）

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、その保有する歴史公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、必要に応じ、歴史公文書等に関する県の取組に協力するとともに、県民等に対し、歴史公文書等の保存及び利用に関する協力を行うよう努めるものとする。

#### （県民等の役割）

第7条 県民等は、基本理念にのっとり、県及び市町村と協力しながら、その保有する歴史公文書等を適切に保存するよう努めるとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めるものとする。

#### （災害時等における措置）

第8条 県は、災害が発生したときその他歴史公文書等の滅失又は破損のおそれがあると認められるときは、その保有主体その他の関係者との連携と協力により、必要に応じ、当該歴史公文書等の一時的な保管場所の確保その他の適切な措置を講ずるものとする。

## 第3章 鳥取県立公文書館

(設置等)

第9条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）を保存し、県民の利用に供するとともに、歴史公文書等に関する調査研究を行うため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置する。

2 公文書館は、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力して行う歴史公文書等の保存及び利用に関する取組において中心的役割を果たすものとする。

(業務)

第10条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- (2) 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- (3) 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
- (4) 県の施策その他県政に係る歴史的事実に関する調査研究及び情報の提供を行うこと。
- (5) 歴史公文書等の保有主体に対し、必要に応じ、その保存及び利用に関する専門的な情報の提供、技術的な助言その他の協力を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務

(開館時間)

第11条 公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 公文書館の館長（以下単に「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。

3 館長は、前項の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第12条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、公文書館のうち県政資料の展示の用に供する区画については、第1号に掲げる日のうち、その日が月の末日（12月にあつては、同月28日）に当たらない日を除くものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合について準用する。

(行為の制限等)

第13条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公文書館の施設又は設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 歴史公文書等を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 喫煙又は飲食をすること。
- (5) 寄附の勧誘をし、又は署名活動を行うこと。
- (6) 物品の販売を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、館長が定める行為

2 館長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、公文書館への入館を拒み、又は公文書館からの退去を命ずることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例(平成2年鳥取県条例第6号)は、廃止する。



条  
例  
名  
等

当せん金付証票の発売について

提  
出  
理  
由

1 提出理由

当せん金付証票を発売することについて、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。

2 概 要

発売総額53億円以内

これは、平成29年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。

（発売議決額 平成27年度：53億円、平成28年度：53億円）

由  
及  
び

【参 考】

〈宝くじの現状〉

全国的に宝くじ販売額が減少する中、本県においてもジャンボ宝くじの不振などにより、平成28年度上半期販売額は前年同期比190百万円減となったが、来年度については、新たな数字選択式くじの発売が計画されており、発売総額の増加が期待される。

概  
要

〈宝くじ販売状況〉

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	対前年比
上半期	1,505	1,315	△190
下半期	2,070		
通年	3,575		

条 例 名 等	平成27年度決算の認定について					
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由					
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものである。					
	2 概要					
	一般会計歳入歳出決算額					
	(単位:千円)					
	会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
	一般会計	363,176,555	349,849,556	13,326,999	2,877,181	10,449,818
	特別会計歳入歳出決算額					
	(単位:千円)					
	会計名	歳入	歳出	差引		
用品調達等集中管理事業	4,170,841	3,987,720	183,121			
公債管理	87,860,475	87,860,475	0			
給与集中管理	23,879,295	23,725,876	153,419			
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	309,751	106,209	203,542			
天神川流域下水道事業	1,406,699	883,150	523,549			
中小企業近代化資金助成事業	236,775	69,987	166,788			
就農支援資金貸付事業	105,361	29,488	75,873			
林業・木材産業改善資金助成事業	268,427	23,841	244,586			
県営林事業	136,046	133,731	2,315			
県営境港水産施設事業	295,169	272,983	22,186			
沿岸漁業改善資金助成事業	351,085	62	351,023			
港湾整備事業	121,061	110,823	10,238			
収入証紙	1,770,635	1,734,571	36,064			
県立学校農業実習	61,052	43,182	17,870			
育英奨学事業	879,107	878,262	845			

条例名等

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

1 提出理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、介護に係る制度の充実を図るとともに、育児休業等に係る子の範囲を拡大し、職員の仕事と家庭生活等との両立及び公務能率の向上を図る。

2 概要

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- ① 介護休暇の分割取得の導入
  - ・ 3回までの分割取得を可能とする。 (現行 分割不可)
  - ・ 介護休暇の期間は、通算6月の範囲内とする。 (現行 連続する6月の範囲内)
- ② 介護時間の新設
  - ・ 要件 家族介護
  - ・ 時間 1日2時間の範囲内
  - ・ 期間 連続する3年以内(介護休暇と重複利用はできない。)
  - ・ 給与 無給(勤務しなかった時間に応じて給与を減額する。)
- ③ 家族介護をする職員の時間外勤務の免除
  - ・ 要件 家族介護(公務に支障がある場合を除く。)
  - ・ 効果 請求のあった職員に対しては、時間外勤務を命じない。

(2) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

○育児休業等の子の範囲の拡大

- ・ 拡大内容 「実親等の意に反するため養子縁組が成立する状況にないが、養育里親に委託されている子」を対象に追加

<参考>育児休業等の「子」の範囲の拡大について

地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正		職員の育児休業等に関する条例の一部改正(案)
現行	拡大(H29.1.1~)	拡大(H29.1.1~)
法律上の子 (・実子 ・養子)	+ 養子縁組成立前の子 (① 特別養子縁組の成立のための監護期間中の子 ② 養子縁組里親に委託されている子 ③ ①②に準ずる子(具体的には条例で定める))	+ 養子縁組が成立する状況にないが、養育里親に委託されている子 (※国・民間と同じ取扱い)

3 施行期日 平成29年1月1日

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第6項</u>において同じ。)をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p>6 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>介護時間 職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</u></p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、<u>3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)</u>内において必要と認められる期間</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>介護時間 要介護者の各々が介護を必要とす</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第5項</u>において同じ。)をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに<u>連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間</p> <p>(2)・(3) 略</p>

<p><u>る一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間</u> (当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3 <u>介護休暇、子育て部分休暇及び介護時間</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>3 <u>介護休暇及び子育て部分休暇</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
--	--

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第6項において同じ。)をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p>6 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 介護時間 職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第5項において同じ。)をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

<p>当であると認められる場合における休暇</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、<u>3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間</u>（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、<u>連続する3年の期間</u>（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、<u>1日につき2時間の範囲内</u>で必要と認められる期間</p> <p>3 介護休暇、子育て部分休暇及び介護時間については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに<u>連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 介護休暇及び子育て部分休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
--	---

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組によって養親となることができない者とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の2 略</p>

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 工事請負契約(県庁第二庁舎外壁改修他工事)の締結についての議決の一部変更について (平成28年10月19日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約(県庁第二庁舎外壁改修他工事)についての議決(平成27年10月9日議決)の一部を変更することについて、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>外壁補修方法等の変更により契約金額を変更するものである。</p> <p>(1) 工 事 名            県庁第二庁舎外壁改修他工事</p> <p>(2) 工 事 場 所        鳥取市東町一丁目</p> <p>(3) 契約の相手方        県庁第二庁舎外壁改修他工事          大和建设・田中工業・田中建設特定建設工事共同企業体          代表者 鳥取県鳥取市天神町5番地の2                   大和建设株式会社                   取締役社長 由宇 正実          構成員 鳥取県鳥取市秋里1247                   田中工業株式会社                   代表取締役社長 聲高 昌可          構成員 鳥取県鳥取市叶135番地1                   株式会社田中建設                   代表取締役 山田 敏博</p> <p>(4) 契 約 金 額        変 更 前 768,960,000円                                   変 更 後 785,245,320円                                   同上差額 16,285,320円</p> <p>(5) 変 更 理 由 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査の結果、設計時想定以上に外壁の劣化が進行していることが判明したため、外壁の補修方法、補修数量を変更する。</li> <li>・ 既存玄関建具の梁が建物に固定されていなかった為、構造補強建具に変更する。</li> <li>・ 屋上設備のメンテナンス用階段を追加設置する。</li> <li>・ 防災用アンテナの移設が不要となったため取り止める。</li> </ul> <p>(6) 工 事 完 成 期 限        平成29年2月28日</p>

件名 議会の委任による専決処分の報告について  
 (6) 鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部改正について  
 (鳥取県税条例の一部改正について)  
 (平成28年11月11日専決)

1 提出理由  
 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の一部改正に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要  
 (1) 自動車税に係る電力併用自動車の定義について定めた規定中引用する大気汚染防止法の条項を改める。  
 (2) 施行期日は、平成30年4月1日(水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日)とする。

(参考) 大気汚染防止法の一部改正の概要  
 1 水銀に関する水俣条約の大気排出関係規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等の措置を講ずることとされた。  
 2 1に伴い、同法において水銀等に関する条項が追加されたため、自動車排出ガスの定義を規定する条項に移動が生じたもの。

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)(抜粋)

改正後	改正前
第2条 略 2～6 略	第2条 略 2～6 略
7 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。	7 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙又は揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。 8 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
8～11 略	9～12 略
12 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。	
13 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。	
14 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。	
15 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの(ばい煙(第1項第1号及び第3号に掲げるものに限る。)、特定粉じん及び水銀等を除く。)をいう。	13 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの(ばい煙(第1項第1号及び第3号に掲げるものに限る。))及び特定粉じんを除く。)をいう。
16 略	14 略



鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例

(鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正)

第1条 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日(水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日)から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部情報政策課	物品 保守	ノートパソコン (再リース)	1,127台	鳥取市湯所町二丁目258番地 西日本電信電話株式会社 鳥取支店	月当たり賃借料 547,722円	平成28年10月1日 ～平成30年2月28日	鳥取県総務部情報政策課 他130所属